

# 治 癒 証 明 書

千葉県立佐倉西高等学校長様

( ) 学年 ( ) 組 生徒氏名 ( )

病名 ( )

出席停止期間 平成 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日から  
平成 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日まで

学校生活における注意事項

( )

上記の疾患は、他者への感染のおそれがなく、治癒したことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

住所

医師名

印

○保護者の方へ：必ずお読みください。

## 出席停止扱いについて

学校は、教育の場・集団生活の場として望ましい環境を維持するために、人から人へ感染する疾患を予防することが極めて重要になります。このため、学校保健安全法第19条により、「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童・生徒等がいるときには、政令で定めるところにより、出席を停止することができる。」と定められています。

つきましては、医師より学校感染症と診断された場合には出席停止扱いになりますので、この期間は欠席扱いにはなりません。医師の指示に従って必要と認められた期間は十分休養してください。

治癒後、登校する際にはこちらの「治癒証明書」が必要となります。医師に必要事項を記入いただき、担任まで提出してください。※診断書の必要はありません。また、医療機関で上記の内容と同様な様式がある場合にはそちらを提出してもかまいません。

<学校において流行を広げる可能性の高い感染症>

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）

水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱・結核・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症（医師が出席停止をみとめた感染症）